

## 平成 29 年度男女共同参画の推進に関する施策の実施計画

### ●基本目標 I 男女が共に築く「あわら」

#### ○重点目標 1 家庭・地域での慣習・しきたりの見直し及び意識の改革

施策の方向	具体的施策	担当課	実施計画	実施状況	達成度	課題
① 男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直し	1 男女共同参画に対する理解を深めるとともに、地域、家庭、職場等における慣習やしきたりの見直し・改善を進める。	男女共同参画推進室	市民への男女共同参画意識の浸透を図るため、あわら男女共同参画のつどいを開催するなど、地域への啓発に努める。 ・男女共同参画のつどい参加人数 160人以上 ・各行政区への啓発物の配付等			
	2 出前講座の開催、市民の自主的な活動や男女共同参画推進市民会議の活動等を通じて、地域での男女共同参画意識の浸透を図る。	子育て支援課 (子育て支援センター)	公民館、芦原青年の家等において、出前子育て支援センター等を実施する。地域住民へ広報・HP・フェイスブック等で参加を呼びかけ、地域における男女共同参画意識の高揚に努める。 ・実施回数 20回以上			
		男女共同参画推進室	あわら市男女共同参画推進市民会議と連携し、地域、家庭における男女共同参画意識の高揚を図る。 ・こども園での出前講座の開催 ・お父さんの子育て応援企画「パパカード」の普及促進			
② 市民的な広がりを持った啓発活動の展開	1 男女共同参画推進団体やグループの自主的な活動を支援する。	男女共同参画推進室	あわら市男女共同参画ネットワークと連携し、各加入団体との情報の交換や各種事業の周知を図るほか、加入団体の自主的な活動の支援に努める。 ・大型紙芝居による男女共同参画啓発事業の活動支援(子どもクラブ)			

	2 市民すべてに男女平等及び人権尊重の意識を深く根づかせるための啓発活動を推進する。	男女共同参画推進室	福井県が定める6月の男女共同参画月間に合わせ、街頭キャンペーンを実施する。啓発チラシ、啓発グッズの配布等を通じて、市民への啓発活動の推進に努める。 〈6月：男女共同参画推進月間〉 ・街頭キャンペーンの実施			
		福祉課	毎月人権相談所を継続的に開設するほか、男女共同参画月間、人権週間などに合わせ、市ホームページ、広報紙等により相談窓口の周知に努める。  〈毎月〉 ・人権相談所の開設 毎月2回 〈6月：男女共同参画推進月間〉 ・人権教室及び人権の花運動 小学校（2校） 〈12月：人権週間〉 ・人権相談窓口の設置			
	3 男女共同参画社会づくりのための情報交換・協力等を進めるための市民の交流ネットワークを築く。	男女共同参画推進室	ふくい女性財団が6月に実施するふくいきらめきフェスティバルや講座等に参加し、参加者間の情報交換等に努めるとともに、他市男女共同参画ネットワークとの研修会等を実施することにより、交流ネットワークの充実に努める。 〈ふくいきらめきフェスティバル〉 ・参加人数 15人以上 〈他市ネットワークとの交流事業〉 ・参加人数 15人以上			
③ 市の広報・出版物等における性別にとられない表現の促進	1 市の機関等が発行する刊行物やホームページについては、性別にとられない表現に努める。	政策課 各課	市が発行する各種刊行物、ホームページ、Facebook、広報紙等については、性別にとられない表現に努める。			
④ 男女共同参画社会づくりに関する現状の把握と情報の提供	1 男女共同参画社会づくりに関する各種調査の実施や統計資料の収集に努めるとともに、これらの情報を市広報紙やホームページ等により広く市民に提供する。	男女共同参画推進室	前年度のあわら市男女共同参画に関する施策の取りまとめ結果をホームページや広報紙で公表する。 また、本年度の実施計画については、年度末に実施状況、達成度等の進捗状況を調査し、その調査結果を分かりやすく公表するよう努める。			

【達成度】

A = かなり進んでいる・・・男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができた

B = ある程度は進んでいる・・・男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができた

C = あまり進んでいない・・・男女共同参画の視点が弱く、一部しか取り組めなかった

D = 全く進んでいない・・・事業を実施しなかった

なお、事業を終了した場合はその旨記入「事業終了」

家庭・地域での慣習・しきたりの見直し及び意識の改革

審議会評価	意見・要望等

○重点目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向	具体的施策	担当課	実施計画	実施状況	達成度	課題
① 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	1 市の各種審議会等への女性委員の登用を積極的に進め、平成36年度(2024年度)末までの早い時期に30%とする。	総務課 男女共同参画推進室 各課	・女性登用率 30%以上 (目標年度 平成36年度末)			
	2 審議会等への女性委員の登用状況を調査しその結果を公表する。	男女共同参画推進室	毎年1月1日現在の審議会等への女性委員の登用状況を調査し、その調査結果をホームページ等でわかりやすく公表するよう努める。			
	3 職員については、地方公務員法に定める平等取り扱いと成績主義の原則に基づきながら、積極的に女性の管理職への登用等を促進する。	総務課	課長級昇任候補者試験に合格し、昇任候補者名簿に登録された者の中から登用を行う。 女性職員に対して、課長級昇任候補者試験を積極的に受験するよう呼びかけを行う。			
	4 女性職員の活躍を支援するため、研修の機会の拡大を図り、庁内プロジェクト等への女性職員の参画を進める。	総務課 男女共同参画推進室	福井県自治研修所が実施するパワーアップ研修などを通じて、性別に関わりのない研修機会の拡大を図るとともに、新入職員サポート制度で教育係の女性職員登用に努める。			
		政策課	Facebook運営チームなどの庁内プロジェクトへの女性職員の登用に努める。			
② 事業者等の方針決定過程への女性の参画の促進	1 女性の登用について、企業や民間団体の理解を求めるとともに、事業者等が行う自主的な積極的改善措置を支援する。	観光商工課 男女共同参画推進室	事業者や市民に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、ポジティブ・アクション等についての情報を周知し、女性の登用促進についての理解が図られるよう努める。			
	2 農林漁業における固定的な性別役割分担の見直しを進めるとともに、性別に関わりなく対等なパートナーとして経営に参画していくための啓発を行う。	農林水産課	家族協定の締結などにより農業経営への女性の積極的な経営参加を呼び掛ける。 ・啓発を呼びかける会議等の開催 3回以上			

③ 地域の方針決定過程への女性の参画の促進	1 地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点を導入するよう働きかけるとともに、各団体や町内会での総会等に女性が参加しやすい環境づくりを促す。	総務課 男女共同参画推進室	福井県が定める6月の男女共同参画月間に合わせ、市役所において男女共同参画に関するパネル展を実施する。 また、あわら市男女共同参画ネットワーク及びあわら市男女共同参画推進市民会議を通じて、市内の関係団体に各種研修やセミナーを紹介することにより男女共同参画に関する学習機会の提供に努める。			
-----------------------	---	------------------	---	--	--	--

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

審議会評価	意見・要望等

○重点目標 3 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

施策の方向	具体的施策	担当課	実施計画	実施状況	達成度	課題
① 学校教育等における男女平等教育の推進	1 男女平等の視点に立った、一人ひとりを大切にする教育や人権に関する教育を促進する。	教育総務課	児童名簿、出席簿は男女混合を基本とし、学校行事や児童会活動においては、固定的な性別役割分担を行わないよう努める。 また、家庭科の学習等を通じて、家族一人ひとりが協力することや役割分担をすることの大切さを継続的に指導する。 中学校においては、道徳の授業の中で「異性を理解し尊重して」というテーマを設定し、男女平等の視点に立った教育等を行う。			
	2 こども園においては、性別にとらわれない遊びや経験を通して、思いやりの心を育て男女平等意識の基礎づくりを行う。	子育て支援課	園児名簿を男女混合名簿とする。 日々の保育では保育教諭が園児のモデルとなるような言葉かけに努め、性別にとらわれない思いやりのある心の育成・男女平等意識の基礎づくりに努めていく。 たくましい保育の実践や保育カウンセラーの配置により、一人ひとりの個性を尊重したきめ細やかな保育の推進に努めていく。			
	3 学校運営やPTA活動等においても性別にとらわれないように留意し、男女平等の意識を高める。	教育総務課	校務分掌やPTA役員選出の際には、男女共同参画の視点から、固定的な性別役割分担にとらわれないよう留意する。  ・「家庭地域学校協議会委員」、「PTA役員」 女性委員・役員を30%超とする。			
② 男女共同参画の視点に立った養育と生涯学習の推進	1 子どもの人格形成において、家庭生活の役割は重要なため、固定的な性別役割分担意識にとらわれない養育、学習機会の提供や啓発活動を行う。	子育て支援課	市内こども園で3～5歳児の保護者を対象に1日保育士体験を実施する中で、家族での子育てや養育の積極的参加・協力の大切さの啓発に努める。 〈1日保育士体験〉 ・参加人数 延べ80人以上			

	2 生涯学習事業の推進にあたり、関係機関との連携により、男女共同参画の視点に立った講座、講演会の充実を図る。	文化学習課	市民大学講座（生き生きライフセミナー6回開催予定）や生涯学習推進大会等において、男女共同参画の視点に立った講座、講演会の充実を図り、男性の参加が増えるよう広報に努める。 ・男女共同参画をテーマとした講座開設  <市民大学講座> ・参加人数 延べ200人以上 (内)男性参加率 40 %以上			
--	--	-------	---	--	--	--

多様な選択を可能にする教育・学習の充実

審議会評価	意見・要望等

●基本目標 II 男女が共に活躍できる「あわら」

○重点目標 4 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向	具体的施策	担当課	実施計画	実施状況	達成度	課題
① 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	1 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等の普及・啓発に努めるとともに、市民に対し両法の趣旨や内容の周知を図る。	観光商工課 男女共同参画推進室	事業者や市民に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法についての周知を図り、定着促進・普及啓発に努める。			
	2 市内業者において、女性の登用、子育て・介護支援、就労時間の短縮等、男女が働きやすい職場づくりを進める企業を支援し、その取組み等を広く紹介する。	観光商工課 男女共同参画推進室	事業者や市民に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、女性の登用、子育て・介護支援、就労時間の短縮等、男女が働きやすい職場づくりを進める企業の情報提供に努める。 ・企業訪問の実施			
	3 職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止について周知・啓発に務める。	男女共同参画推進室	市ホームページ等を活用して、セクシュアル・ハラスメント防止の周知徹底に努める。			
② 母性保護対策の推進	1 労働基準法、男女雇用機会均等法など母性保護に関する法律の周知に努めるとともに、関係機関と連携のうえ、母性保護に対する認識と理解を深めるための啓発を行う。	子育て支援課	母子手帳発行時において、すべての妊婦に対して、パンフレット等を配付し母性保護に関する法律の周知や理解の促進に努める。 ・全ての対象者に対してのパンフレット等の配付			
③ 女性の能力開発促進のための支援	1 関係機関と連携し就業や技能取得に必要な講座を開催する。	総務課 男女共同参画推進室	ふくい女性活躍支援センターなどの関係機関が実施する各種研修会への参加を通じて、女性職員のスキルアップや能力開発に努める。			
	2 市役所においては、女性の登用や職域の拡大を図るため一人ひとりの能力向上と意識改革を推進する。	総務課 男女共同参画推進室	階層別、年齢別研修等の充実を図り、女性職員のスキルアップや能力開発に努める。 また、男女共同参画の視点からの意識改革を推進するため、課長補佐以下の職員を対象とした男女共同参画に係る研修会等を開催する。			



職場における男女の均等な機会と待遇の確保

審議会評価	意見・要望等

○重点目標 5 女性の起業等に対する支援

施策の方向	具体的施策	担当課	実施計画	実施状況	達成度	課題
① 女性のエンパワーメントの促進	1 女性のエンパワーメントを促進するため、経営管理能力向上のための研修会や租税研修会等を開催する。	農林水産課	県が主催する経営管理セミナー、農産物加工及びマーケティング研修会等の周知を図るとともに、積極的な女性の参加を促しエンパワーメントの促進に努める。 研修会等の開催について周知を図る。 〈経営管理セミナー等への女性参加人数〉 ・延べ20人以上			
		観光商工課	ふくい産業支援センターが主催する研修会等の周知を図るとともに、積極的な女性の参加を促しエンパワーメントの促進に努める。 ・メール等による企業への周知件数 6回以上			
	2 男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育など、生涯学習・能力開発を推進する。	男女共同参画推進室	福井県生活学習館が主催する「ゆー・あいカレッジ」女性チャレンジ支援コースの講座やセミナー等の周知を図るとともに、積極的な女性の参加を促しエンパワーメントの促進に努める。 また、男女共同参画ネットワークによる年4回の市議会傍聴、9月の県議会傍聴等を実施することにより、新たな視点からのキャリア教育等に努める。 ・ホームページ等による周知件数 5件以上 ・市議会傍聴人数 延べ20人以上 ・県議会傍聴人数 10人以上			
② 女性の起業活動への支援と情報提供	1 女性の起業活動への支援	観光商工課	創業者に対して創業に係る費用の一部を補助する。また、創業者が女性の場合、2・3年目も補助し、女性創業者を応援する。(スモール・ビジネス支援事業補助金) ・女性創業者への助成件数 1件以上			
③ 関連団体が行う主体的な経済活動等への支援と情報提供	1 関連団体が行う主体的な取り組みや相互の連携等を支援するとともに、情報提供を行う。	農林水産課	県や企業等が開催する、商品開発や商談などに関するイベント等の周知を図るとともに、特産品・商品開発に関する取り組みへの支援に努める。 ・支援団体数 2団体以上			

女性の起業等に対する支援

審議会評価	意見・要望等

○重点目標 6 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

施策の方向	具体的施策	担当課	実施計画	実施状況	達成度	課題
① 家庭・地域生活への男女共同参画の促進	1 家事・育児・介護等は、男女が共同して行うという意識の啓発に努めるとともに、男女が共に参加できる教室等を開催する。	子育て支援課 (子育て支援センター)	父親の参加しやすい親子交流事業の検討を図り、積極的な参加を呼びかける。  ・土曜開放日の父親参加率 25%以上			
		子育て支援課	乳幼児家庭訪問においては、父親や祖父が積極的に家事・育児に関わりを持てるよう男女共同参画意識の浸透に努める。  ・対象者に対する啓発物の配付 ・妊婦を対象とした両親学級の父親参加率 50%以上			
	2 職場や地域への啓発を進め意識改革を促す。	男女共同参画推進室	市内 7 小学校・2 中学校を通じて、男女共同参画に関する「図画」「感謝状」作品を募り、男女共同参画についての啓発に努める。 また、優秀作品を市内公共施設に展示することにより、地域における男女共同参画意識の浸透に努める。 〈作品募集数〉 ・図画 75 点以上 ・感謝状 900 点以上			
	3 男性の職場中心の意識や地域における役割の見直しを進め、ワーク・ライフ・バランス実現のための施策の推進を図る。	文化学習課 (各公民館)	各公民館で、男性の職場中心の意識改革に繋がるような内容の教室等の企画を行う。  ・男性の料理教室の開催 5 回以上			
② 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	1 延長保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスや働きながら安心して産み育てられる環境を整備するとともに、同施策の周知徹底を図る。	子育て支援課	ライフスタイルに対応した市民ニーズに基づき、延長保育、病児・病後児保育、一時保育、放課後児童クラブ等の多様なサービスを継続して実施するとともに、同制度の周知徹底に努める。  ・ホームページ等による周知件数 5 件以上			
	2 子育てに関する相談窓口の設置や情報提供の一元化を図るとともに、地域における子育てや父親の積極的な育児参加の支援を行う。	子育て支援課 (子育て支援センター)	訪問型相談、電話相談を行うとともに各こども園にも相談窓口を設けお互い連携を取り合って、地域における子育て相談等の充実に努める。			

③ 仕事と家庭の両立支援のための職場環境の整備	1 事業所に対し長時間労働等を前提とした従来の働き方の見直しや、年次有給休暇等各種休暇制度の取りやすい職場・環境づくりを推進する。	観光商工課 男女共同参画推進室	事業者に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、長時間労働等を前提とした従来の働き方の見直しや、年次有給休暇等各種休暇制度の取りやすい職場・環境づくりに関する情報提供等に努める。			
-------------------------	---	--------------------	--	--	--	--

男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

審議会評価	意見・要望等

●基本目標 III 男女が共に安心して暮らせる「あわら」

○重点目標 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向	具体的施策	担当課	実施計画	実施状況	達成度	課題
① 暴力及び差別を根絶するための基盤づくり	1 幼児期から男女平等の意識を養成するとともに、ドメスティック・バイオレンス、売買春、セクシャル・ハラスメント、ストーカ―行為等、あらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発を行う。	子育て支援課	保育教諭等に係る年齢別・階層別研修の計画的な実施や、子どもには言葉で気持ちを伝えることの大切さを指導し、幼児期からの暴力根絶に向けた教育・啓発に努める。			
		男女共同参画推進室	毎年11月に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせ、街頭キャンペーン等を実施することにより、あらゆる暴力の根絶に向けた市民への啓発に努める。 ・街頭キャンペーンの実施 ・啓発リーフレットの配付			
	2 関係機関や民生委員・児童委員と連携し、被害防止のための講習会を開催する。	福祉課	関係機関と連携のうえ、DV研修等や講演会への積極的な参加を促し、DV等に係る知識の習得に努めるほか、関係機関が実施する福祉懇談会等と連携することにより、地域における実態把握・情報の共有化に努める。 ・民生委員・児童委員協議会連絡会の定例会に併せて研修会等を随時実施			
② 被害者に対する相談、支援体制の充実	1 市民に対し相談窓口の周知を図るとともに、被害女性が相談しやすい環境の整備を図る。	子育て支援課 健康長寿課	関係機関と連携のうえ、市民に対して相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすい対応に努め、相談によっては個室で相談員が対応するよう努める。			
		男女共同参画推進室	女性支援センターをはじめとする関係機関との連携により、DV研修会に参加し知識の習得や情報を得て適切な支援に努める。 ・DV研修会等への参加回数 4回以上			
	2 関係機関との適切な連携により、被害女性に対し効果的な支援を行う。	福祉課、健康長寿課	関係機関や既存の虐待防止ネットワーク等と連携のうえ、被害女性に対しての効果的な支援に努める。 ・関係機関連絡会の開催			

女性に対するあらゆる暴力の根絶

審議会評価	意見・要望等

○重点目標 8 男女が共に思いやる健康づくり

施策の方向	具体的施策	担当課	実施計画	実施状況	達成度	課題
① 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	1 男女の生涯にわたる健康づくりを進めるため健康診査体制の充実、食生活の改善、予防対策に関する正しい知識・情報の提供を行う。	健康長寿課 市民課	保健センターや各公民館での集団健診や県内指定医療機関での個別健診を実施し、男女ともに利便性を考慮した健診体制を整備する。 また、健診会場での食生活改善指導や地域や食育スタジオでの健康づくり事業を実施し食生活の改善に努める。 ・食に関する健康づくり実施日数 10回以上			
		健康長寿課	健康づくり運動推進事業では、男女が共に参加しやすい内容へと充実するよう、健康づくりサポーター向けに教室メニュー表を提案する。また、サポーターを中心に地区の課題に応じた家族ぐるみで健康づくりに取り組めるよう支援する。 ・活動回数 350回/年以上			
	2 女性の乳ガン、骨粗鬆症、子宮ガンなどの予防対策や検診を実施するとともに、男性の前立腺がんなどの早期発見を促すための意識啓発を図る。	健康長寿課	女性の乳がん・子宮頸がん検診は、保健センター等での集団検診や県内指定医療機関での個別検診を実施し、個別に受診勧奨を行う。 女性のがん受診勧奨のため、年代を絞り無料クーポンを発行する。 骨粗鬆症検診や男性の前立腺がん検診は市民健診の集体会場で実施する。 ・40歳以上の5大がん受診率 40%以上 (乳がん・子宮頸がん・胃がん・肺がん・大腸がん)			
	3 妊娠から出産後までの健康診査、保健指導等の母子健康サービスの充実を図る。	子育て支援課	集団での乳児教室及び幼児健康診査を実施するほか、乳幼児及び妊産婦の家庭訪問・育児相談・育児教室等での保健指導を実施することにより、母子健康サービスの充実に努める。 ・幼児健康診査受診率 90%以上			
② リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透	1 学校教育において、男女がお互いの身体の特徴を正しく理解し、自ら健康管理ができるようにするため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から性教育、健康教育を行う。	教育総務課	小・中学校では、学校保健計画の中に性教育を位置づけている。 中学校1年の保健体育の授業や中学校各学年の特別活動の時間等において性教育の実施を計画する。			



③ 健康をおびやかす問題についての対策の推進	1 正しい知識でエイズを含む性感染症等の感染を予防するとともに、患者や感染者に対し理解を持つように啓発を行う。	教育総務課	<小学校> 5, 6年生の保健体育において「病気の予防－病原体と病気」について学習する。  <中学校> 中学校では、学校保健計画の中に性教育を位置づけ、中学校1年の保健体育の授業や中学校各学年の特別活動の時間等において性教育の実施を計画する。		
------------------------	---	-------	---	--	--

男女が共に思いやる健康づくり

審議会評価	意見・要望等

○重点目標 9 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	具体的施策	担当課	実施計画	実施状況	達成度	課題
① 高齢者が安心して暮らせる介護体制の充実	1 男女が共に担う介護への学習機会や情報を提供し、参画意識の高揚を図る。	健康長寿課	介護サポーターを養成するとともに、家族介護者交流事業を実施し、男女が共に担う介護への学習機会の提供に努める。 ・介護サポーター養成講座の開催			
			介護予防セミナー等の開催により、介護に関する男女共同参画意識の啓発に努める。 ・各種介護予防セミナーの開催 20回以上			
② 高齢者の社会参加の促進と就業環境の整備	1 老人センター等を利用した地域交流活動、老人クラブ活動、ボランティア活動への支援を行う。	健康長寿課	男女が共に参加する地域交流活動やボランティア活動の支援に努める。 ・介護サポーター登録者数 35人 ・活動、訪問件数 300回			
	2 シルバー人材センターの機能充実と高齢者の就業環境の整備を図る。	観光商工課	シルバー人材センターの運営を支援するとともに、高齢者の創業を応援し、高齢者の就業機会の充実に努める。 ・スモール・ビジネス支援事業補助金 高齢創業者への助成件数 1件以上			
③ ひとり親家庭に対する施策の推進	1 ひとり親家庭が安心して暮らせる自立支援策を推進する。	福祉課	生活（就労）相談員を配置し、プライバシーに配慮しながら、関係機関と連携して自立支援に努める。			
		子育て支援課	プライバシーに配慮しながら、関係機関と連携して自立支援に努める。 ・関係機関による研修回数 6回以上			

誰もが安心して暮らせる環境の整備

審議会評価	意見・要望等

○重点目標 10 男女共同参画の視点に立った防災及び防犯活動の推進

施策の方向	具体的施策	担当課	実施計画	実施状況	達成度	課題
① 防災活動における男女共同参画の推進	1 防災対策確立のための防災分野における女性の参画の拡大を図る。	総務課	嶺北消防組合消防本部と連携し、女性消防団員の加入を推進する。 現在：女性消防団員 4 名 ・ 2 名増員する。			
	2 災害対策マニュアルの作成など防災の現場における男女共同参画を推進する。	総務課	実際の避難所生活において、女性への配慮がなされた物資の備えを検討するほか、女性の視点や意見を取り入れた防災訓練の実施に努める。 ・ 男女共同参画の視点からの防災訓練の実施			
② 防犯活動における男女共同参画の推進	1 防犯活動など地域活動への多様な人々の参画を促進する。	総務課	女性防犯隊員の加入を促進する。 現在：女性防犯隊員 7 名 ・ 2 名増員する。 安全安心まちづくり委員会における女性委員の登用に努める。 現在：女性委員 3 名 ・ 2 名増員する。			
	2 地域における犯罪を防止するため、防犯パトロール等を行う。	総務課	地域安全力向上支援事業等を実施することにより、地域の危険箇所等に対する監視やパトロールを継続する。			
	3 市内の防犯対策を推進するため、防犯灯の整備を行う。	総務課	市内の防犯対策を推進するため、防犯灯設置事業補助金により、集落内及び集落間の防犯灯の設置に努める。 ・ LED防犯灯の設置 100 基			

男女共同参画の視点に立った防災及び防犯活動の推進

審議会評価	意見・要望等